

財務省告示第八十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十六年二月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年二月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額
利付国庫債券（二年）（第二百十七回）	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二條第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	成振替法（七十五号）以下	日本郵政公社による国債の募集の取扱いは及び取得による発行額	五十億千円	五十億千円	五十億千円
			二條第一項の特別に基き發行する利付国債の額			
			金の額で百七十八億三千六百五十万円			
			第五條第一項の規定に基き發行する金の額で百七十八億三千六百五十万円			
			面額で八百二十億六千三百			

八 振 額 替 単 位

九 募 集 の 行 日
十 利 集 の 価 格
十 初 期 利 子 率

十 三 後 の 利 子

十 四 償 還 金 支 額
十 五 償 還 金 支 額
十 六 元 利 金 支 額
十 七 募 集 期 間
十 八 払 込 期 日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十六年二月二十日
額面金額百円につき百円七銭

平成十六年八月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十四号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.01}{360} \times 1$$

毎年二月二十日及び八月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十八年二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

平成十六年二月三日から平成十六年二月六日まで
平成十六年二月二十日